

# 第9回 定時株主総会 招集のご通知



東京きらぼしFG

開催  
日時

2023年6月22日（木曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

開催  
場所

きらぼし銀行本店  
8階会議室  
東京都港区南青山三丁目10番43号

第9回定時株主総会会場は、**きらぼし銀行本店**です。  
「第9回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、  
お間違いのないようご注意ください。

## 決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件



Provided by TAKARA Printing



スマートフォンやタブレット、PCから招集通知を快適にご  
覧いただけます。議決権行使サイトにもアクセス可能です。

**ご出席者さまへのお土産の提供はいたしており  
ません。  
何とぞご理解をくださいますようお願い申し  
上げます。**

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

証券コード：7173

## ごあいさつ

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ  
代表取締役社長  
株式会社きらぼし銀行  
取締役頭取

渡邊 寿信



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社子会社のきらぼし銀行は、合併から5周年を迎えることができました。これもひとえに、皆さまからの厚いご支援の賜物と心より感謝いたします。

当社グループを取り巻く経営環境は、地政学的な不確実性の高まり、資源・原材料価格の高騰、金融政策の変化など、国内外のさまざまな要因により大きく変化しております。

こうした中、当社グループは持続可能なビジネスモデルへの変革を実現すべく、「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げ、グループ全21社の総合力を最大限に発揮して、お客さまや地域の多様な課題解決に真摯に取り組んでおります。

2022年度は、中期経営計画2年目となる重要な年として、メイン化取引の推進や事業承継・M&Aなどに対する専門的なファイナンスおよびコンサルティング機能をご提供し、業績面では前年度を大きく上回る利益水準となりました。

中期経営計画の最終年度となる2023年度は、多様化する法・個人の課題やニーズに対して真摯に向き合いながら、ご提供するサービスのより一層の高度化に努めるとともに、積極的なデジタル関連事業等への取組みにより企業価値の更なる向上を目指してまいります。

今後とも当社グループは、総合金融サービスの提供を通じてお客さまとの新たな価値の創造に取り組む、地域社会・地域経済の発展につくしてまいります。引き続き、皆さまの温かいご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目10番43号  
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ  
代表取締役社長 渡 邊 壽 信

### 第9回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第9回定時株主総会招集のご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html>



- ・東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



※銘柄名(会社名)「東京きらぼしフィナンシャルグループ」またはコード「7173」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してください。

- ・ネットで招集 <https://s.srdb.jp/7173/>



なお、総会当日の様子は、後日、当社ウェブサイトにて動画でご覧いただけます。

議決権行使につきまして、書面（議決権行使書の郵送）又は電磁的方法（インターネット等）でも行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月21日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時(受付開始午前9時)
  2. 場 所 東京都港区南青山三丁目10番43号  
きらぼし銀行 本店8階会議室
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第9期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第9期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役8名選任の件
  - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

## 4. 議決権行使についてのご案内



### 株主総会ご出席による 議決権行使

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催  
日時

2023年6月22日(木)  
午前10時  
(受付開始 午前9時)



### 郵送(書面)による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえで、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使  
期限

2023年6月21日(水)  
午後5時到着分まで



### インターネット等による 議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使  
期限

2023年6月21日(水)  
午後5時まで

詳細は次ページを参照ください

### 重複行使の取扱い

書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、開場時間は午前9時を予定しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

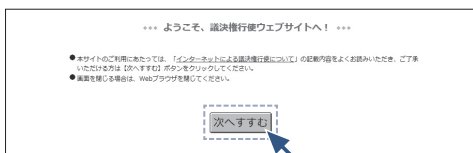
# インターネット等による議決権行使のご案内

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://www.e-sokai.jp>

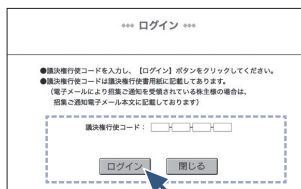


※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

## 2 インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



## 3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック。 パスワード変更画面がでますので議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックし、パスワードの登録をお願いします。



## 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。 ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

スマートフォンからは「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくかとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社  
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時  
(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役8名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		
1	<small>わた なべ</small> 渡邊 <small>ひさ のぶ</small> 壽信	再任 代表取締役社長		
2	<small>つね ひさ</small> 常久 <small>ひで のり</small> 秀紀	再任 代表取締役副社長		
3	<small>の べ た</small> 野邊田 <small>さとる</small> 覚	再任 代表取締役専務取締役		
4	<small>み うち</small> 三浦 <small>たけし</small> 毅	再任 取締役		
5	<small>よし の</small> 吉野 <small>たけし</small> 岳志	新任		
6	<small>たか はし</small> 高橋 <small>ゆき</small> ゆき	再任 取締役	社外取締役候補者	独立役員
7	<small>にし お</small> 西尾 <small>しょう じ</small> 昇治	再任 取締役	社外取締役候補者	独立役員
8	<small>の むら</small> 野村 <small>しゅう や</small> 修也	再任 取締役	社外取締役候補者	独立役員

# 1

わた なべ ひさ のぶ  
渡邊 壽信

■生年月日：1962年8月16日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 5,051株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社東京都民銀行 入行
- 2011年6月 同行 融資管理部長
- 2012年7月 同行 参与 融資管理部長
- 2013年10月 同行 参与 融資統括部長
- 2014年6月 同行 執行役員 融資統括部長
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー
- 2015年6月 株式会社東京都民銀行 執行役員 日本橋支店長
- 2016年7月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部长  
株式会社東京都民銀行 執行役員 営業統括部長
- 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 営業戦略部部长  
株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長  
株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（現職）
- 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役社長
- 2021年4月 同社 代表取締役社長 監査部、デジタル戦略部担当（現職）  
（現在に至る）

## 取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門やデジタル戦略部門、営業・融資部門等の業務経験ならびに、当社社長及びきらぼし銀行頭取としての経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。



# 2 つね ひさ ひで のり 常久 秀紀

■生年月日：1963年2月12日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 6,626株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三菱銀行入行
- 1994年11月 同行 シカゴ支店 アシスタント バイスプレジデント
- 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 マネージャー
- 2004年4月 株式会社新銀行東京入行
- 2007年4月 同行 企画グループ 担当部長
- 2008年8月 同行 執行役
- 2009年6月 同行 執行役員
- 2014年6月 同行 取締役執行役員
- 2015年6月 同行 代表取締役社長執行役員
- 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役  
株式会社きらぼし銀行 専務取締役
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
- 2022年4月 同社 代表取締役副社長 経営企画部、事業戦略部担当（現職）
- 2023年4月 株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取（現職）  
（現在に至る）

## 取締役候補者とする理由

当社グループの経営企画部門や事業戦略部門等の業務経験ならびに、当社副社長及びきらぼし銀行副頭取として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

# 3 のべた 野邊田 さとの 寛

■生年月日：1960年8月24日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 5,689株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2002年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長
- 2003年7月 同行 経営企画部次長
- 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長
- 2010年4月 同行 資産監査部長
- 2012年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部長  
(株式会社みずほコーポレート銀行より出向)
- 2013年4月 同行入行 外為営業部長
- 2014年6月 同行 取締役執行役員 事務統括部長
- 2016年4月 同行 常務取締役
- 2016年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
- 2017年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役
- 2018年5月 株式会社東京さばしフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年6月 同社 常勤監査役
- 2020年6月 同社 代表取締役専務取締役
- 2021年1月 株式会社さばし銀行 取締役執行役員
- 2021年6月 同行 取締役専務執行役員
- 2022年4月 株式会社東京さばしフィナンシャルグループ 代表取締役専務取締役  
リスク管理部、連携推進部担当(現職)
- 2023年4月 株式会社さばし銀行 代表取締役専務執行役員(現職)  
(現在に至る)

## 取締役候補者とする理由

当社グループのリスク管理部や連携推進部門等の業務経験ならびに、当社専務取締役、常勤監査役及びさばし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

■所有する当社の株式数：普通株式 4,681株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社東京都民銀行 入行  
2010年10月 同行 玉川学園支店長  
2012年7月 同行 参与 人事部副部長  
2013年7月 同行 参与 経営企画部部長  
2014年6月 同行 執行役員 経営企画部部長  
2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部長  
2016年1月 同社 合併準備室部長  
2017年6月 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員  
2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室長 兼 合併準備室部長  
株式会社きらぼし銀行 常務取締役  
2018年7月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室長  
2021年6月 株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員（現職）  
きらぼしライフデザイン証券株式会社 専務取締役  
2022年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役  
2023年4月 同社 取締役 人事部、広報部、秘書室担当（現職）  
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの人事部門や広報部門、市場部門等の業務経験ならびに、当社取締役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

# 5 よしの 岳志

■生年月日：1970年3月20日生

新任

■所有する当社の株式数：普通株式 1,470株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 株式会社東京都民銀行 入行
- 2011年7月 同行 世田谷支店長
- 2014年6月 同行 茅場町支店長
- 2016年10月 同行 渋谷中央支店長
- 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 渋谷中央支店長
- 2018年10月 同行 渋谷支店長 兼 渋谷中央支店長 兼 青山通支店長
- 2018年12月 同行 営業統括部部长
- 2019年4月 同行 営業統括部長
- 2019年8月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部ゼネラルマネージャー
- 2020年4月 株式会社きらぼし銀行 神田中央支店長
- 2021年4月 同行 執行役員 神田中央支店長
- 2021年9月 同行 執行役員 神田中央支店長 兼 神田支店長
- 2022年10月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査部長  
株式会社きらぼし銀行 執行役員 監査部長
- 2023年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部長（現職）  
株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 経営企画部長（現職）  
（現在に至る）

## 取締役候補者とする理由

当社グループの営業推進部門、監査部門、営業店の支店長等の業務経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

# 6 たか はし 高橋 ゆき

再任

社外取締役候補者

独立役員

■生年月日：1969年4月25日生

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役
- 2009年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 理事
- 2013年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長
- 2016年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長（現職）
- 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外取締役
- 2018年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長（現職）
- 2018年5月 株式会社東京さらばしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
- 2019年4月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長（現職）
- 2022年8月 株式会社YEEY 取締役（現職）  
（現在に至る）

## 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

# 7 西尾 昇治

再任

社外取締役候補者

独立役員

■生年月日：1952年5月13日生

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年3月 東京商工会議所入所
- 2006年4月 同所 中小企業再生支援部長
- 2009年4月 同所 中小企業部長
- 2010年12月 同所 理事待遇 中小企業部長
- 2012年4月 同所 理事 中小企業部長
- 2013年12月 同所 理事 事務局長
- 2016年6月 同所 常務理事  
東京フットボールクラブ株式会社 社外監査役
- 2019年5月 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役
- 2019年6月 株式会社東京さらばしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
- 2020年6月 株式会社東京ビッグサイト 社外取締役
- 2021年4月 東京商工会議所 常任参与  
（現在に至る）

## 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

東京商工会議所で常務理事、中小企業再生支援部長、中小企業部長を歴任、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

# 8

の むら しゅう や  
野村 修也

再任

社外取締役候補者

独立役員

■生年月日：1962年4月12日生

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 西南学院大学法学部 専任講師
- 1992年4月 同大学法学部 助教授
- 1998年4月 中央大学法学部 教授
- 2004年4月 同大学法科大学院 教授（現職）  
弁護士登録（第二東京弁護士会）  
森・濱田松本法律事務所弁護士（現職）
- 2014年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役
- 2016年6月 同行 社外取締役監査等委員
- 2021年6月 株式会社東京さらばしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）  
（現在に至る）

## 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

大学院の教授としての専門的知識に加え、弁護士としても企業法務に関わっております。また、様々な公職も数多く歴任されており、幅広い見識や豊富な経験を有しております。当社グループでは、同氏の知見を経営全般に活かせるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、東京さばしフィナンシャルグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ6年、4年、2年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
当社と、高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引き続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要  
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社の子銀行であるさばし銀行は、高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額1百万円未満を支払っております。これは、さばし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
8. 当社の子銀行であるさばし銀行は、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所に対して法律相談を行っており、弁護士報酬として年額1百万円未満を支払っております。これは、さばし銀行及び森・濱田松本法律事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
9. 高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。



## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年6月22日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされており、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

えん どう けん じ  
遠藤 賢治

■生年月日：1965年5月5日生

補欠監査役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

### ■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1998年3月 最高裁判所司法研修所修了
- 1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1999年3月 石原総合法律事務所入所
- 2008年1月 遠藤法律事務所開業  
（現在に至る）

### 補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について  
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要  
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 遠藤賢治氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

以 上

### 【ご参考】 株主総会後の取締役・監査役スキルマトリックス

当社では、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験等を有する者を取締役候補者として選定し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する観点、経営戦略（中期経営計画）達成の観点から、性別・国籍・年齢等の区別なく、様々なバックグラウンドを有する人材を登用することで、取締役会の全体としてのバランス、多様性を確保することとしております。

また、監査役候補者は優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有した者を選定することとしております。

当社グループの中期経営計画を達成する上で取締役会が備えるべき知識・経験・能力としては、社内役員と社外役員では、それぞれ求められるスキルが一部異なるものと考えており、社内役員と社外役員でそれぞれ以下の8項目を設定しております。また、取締役の選任にあたっては、中長期的な経営の方向性や事業戦略に係る重要な意思決定、及び実効性の高い監督を行うため、多様な知見やバックグラウンドを有する人材の組み合わせを考慮することを基本としております。

#### ■社内役員

氏名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	営業・マーケティング	リスク管理・コンプライアンス	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
渡邊 壽信	社長	●	●	●	●	●	●	●	
常久 秀紀	副社長	●	●		●	●	●	●	●
野邊田 覚	専務取締役	●		●	●	●			●
三浦 毅	取締役	●			●	●		●	●
吉野 岳志	取締役	●	●		●				
坪井 克哉	常勤監査役	●		●	●				●
内田 秀樹	監査役	●						●	

#### ■社外役員

氏名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	地域経済・行政	法務	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
高橋 ゆき	社外取締役	●				●		●	
西尾 昇治	社外取締役	●	●				●	●	
野村 修也	社外取締役	●		●	●				
稲葉 喜子	社外監査役	●			●				●
東道 佳代	社外監査役	●		●					

(注) 上記マトリックスは、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

## (ご参考)

### 1. 取締役・CEO候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続

当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。

#### (1) 取締役・CEO及び監査役の資格

- ①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
- ②当社及び子銀行のCEOは、取締役の中から、CEOとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。
- ③当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。

#### (2) 取締役・CEO及び監査役の指名手続

- ①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。
- ②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
- ③当社及び子銀行のCEOは、各社の取締役の中から、CEOの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
- ④当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会において審議の上決定しております。
- ⑤子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会において審議の上決定しております。

#### (3) 取締役・CEOの解任手続

- ①当社及び子銀行の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果をもとに各社の取締役会で審議の上決定します。

<取締役の解任基準>

- i) 反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合
  - ii) 法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合
  - iii) 職務執行に著しい支障が生じた場合
  - iv) 取締役の資格に定める資質が認められない場合
- ②当社及び子銀行のCEOの解任提案にあたっては、取締役の解任基準を踏まえた上で、原則、「指名・報酬協議会」において検討を行い、各社の取締役会で審議の上決定します。

(4) 候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め

「指名・報酬協議会」が、取締役・CEO候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

## 2. 社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。  
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であつたことがないことを要件に加える。
- (2) 社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。  
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であつたことがないこと。
- (3) 当社グループの役員等（注2）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかつたこと。
- (2) 当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかつたこと。
- (3) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム）の社員等ではないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(注1) 「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

(注2) 「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。

(注3) 「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

(注4) 「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

以上

# 第9期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

## 1 当社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、持株会社である当社のほか、連結子会社17社及び関連会社（持分法適用関連会社）3社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務、FinTech、広告企画制作業務などの幅広いサービスを提供しております。

#### 【金融経済環境】

わが国経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や日米金利差等を背景とした円安、資源・原材料価格の高騰等の影響を受けたものの、新型コロナウイルス感染症の収束化と経済活動の正常化の両立により、緩やかな回復基調を辿りました。

個人消費については、感染第7波・第8波の収束や全国旅行支援の政策効果もあり、宿泊・飲食を中心としたサービス消費が着実に持ち直しました。生産活動においては、上海ロックダウンによる供給制約や市況悪化に伴う半導体の在庫調整等により一部業種に弱さが見られたものの、設備投資が緩やかに持ち直したほか、入国制限の緩和及び円安によるインバウンド需要の増加を受け、対面型サービス業を中心に景況感の改善が見られました。

今後の先行きについては、アフターコロナ期に移行する中で、賃上げによる個人消費が下支えとなる等、内需を中心に景気の回復基調の維持が期待される一方で、世界経済の減速や国内の物価上昇等が景気の下振れリスクとして懸念されています。

#### 【企業集団の事業の経過及び成果】

こうした環境下、当社グループでは、「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げ、東京の肥沃なマーケットにおいてメインバンクとしてのシェアアップを図るとともに、東京圏で確固たる存在感を示す「地域No.1の金融グループ」を目指しております。

また、2022年度は中期経営計画の2年目として、中期経営計画のビジョン（目指す姿）に掲げる、お客さまの新しい価値を創造する東京発プラットフォームの具現化に向け、新しいビジネスモデルへの挑戦と、DX推進を通じた経営の効率化に着実に取り組んでまいりました。

#### (中期経営計画の進捗)

中期経営計画に掲げたKPI、KGIの達成に向け、質の高いサービスを幅広く提供すべくグループ体制の整備、コンサルティング機能の拡充を進めるとともに、業務改革や人材育成に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えするとともに、円滑な資金供給に努めました。

2022年度におけるKGI（財務目標）につきましても、取引メイン化の推進、事業性ファイナンスの増加により、それに伴う法人の役務収益を中心に堅調に推移したこと等から、当期純利益及びROEは計画を上回る実績となりました。一方、きらぼし銀行のコアOHRに関しましては、経営の効率化や高度化に向けた前向きなDX施策への継続的な投資による経費削減等により、50%台に改善いたしました。

## 《DXの推進》

当社グループでは、デジタルバンク「UI銀行」及び「きらぼしテック」をグループのDX戦略の中核として位置付けデジタル戦略を展開しております。

UI銀行では、アプリ機能の拡充を目的に、夫婦の共有家計簿・貯金アプリを提供する株式会社OsidOriと業務提携契約を締結し、運営するオウンドメディア「UI未来Base」を通じて生まれた異業種連携により、小田急ロマンスカー車内用コンテンツとして、株式会社フライヤーが手掛ける要約本を提供するサービスを実現しました。さらに、在留外国人向け支援として、サブスク型多言語モバイル金融サービスの開発・運営を行うG-Bank Technologies OU及び同社傘下の日本法人 株式会社GIG-Aと連携し、GIG-A社が運営する多言語モバイル金融サービス「GIG-A（ギガー）」にAPI連携を含めたBaaS型のサービスの提供を開始しました。

きらぼしテックでは、スマホ向けキャッシュレス決済アプリ「ララQ」において、各種キャンペーンの実施や他社Payへのチャージ等の機能の拡充を図り、更なる利便性の向上に取り組みました。また、UI銀行と連携して、UI銀行の口座からデジタルマネー「ララPay」へスマホ操作のみで残高を即時にチャージする機能を提供し、お客さまに「ララQ」とUI銀行のサービスを相互に利用いただける機能の拡充を図りました。

その他、きらぼし銀行では、取引先企業の事業成長に資するデータの利活用やAIの活用に関する分析・開発を目的に、2022年7月、日本リスク・データ・バンク株式会社とAIサポートによる高水準コンサルティング営業の実現に向けた基本合意書を締結し、デジタル・対面チャネルを通して、お客さまの課題解決及び企業価値の向上に取り組んでおります。

## 《ビジネス構造改革とグループ連携》

法人のお客さまに対しては、きらぼし銀行では、更なる専門性の高度化等を目的に、SF部から不動産ノンリコースローン業務等を担う部署として「RF部」、PEファンド等への出資業務等を担う部署として「PE室」をそれぞれ独立させました。また、サービス面でのファーストコール（FC）の進化及び首都圏におけるシェア向上を目的に、新規開拓に特化した「FCサービス事業部」を設置したほか、本店営業部内の位置付けであった「公共・政策法人部」を、市場性貸出の重要性等に鑑み独立部として設置しました。

具体的な取組みとしては、スタートアップ支援として、外国人が起業しやすい環境の整備を目的に東京都が実施する「外国人起業家の資金調達支援事業」に取扱金融機関として参画したほか、きらぼし銀行が運営するインキュベーション施設「KicSpace HANEDA」にて、将来性のあるスタートアップ企業の事業化・成長化支援を目的としたアクセラレーションプログラム「KicSpace Accelerator（キックスペース アクセラレーター）」を実施しました。2023年3月には「KicSpace Accelerator」支援企業7社の実施報告の最終ピッチを行い、最新技術やアイデアを持つ企業と連携したいというお客さまに多数ご参加いただきました。また、オープンインキュベーションに向けた取組みとして、川崎重工のロボット実証施設「Future Lab HANEDA」など、羽田インキュベーションシティでの施設間連携により、さまざまな社会課題解決に向けた未来につながるエコシステムの構築に取り組みました。

その他、きらぼしキャピタルでは将来性豊かな成長企業に対する投資を目的に、「きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合」を組成し、多様化する資金調達ニーズにお応えすべく、お客さまのライフステージにおけるあらゆる経営課題に取り組んでおります。



海外展開支援においては、マーケットイン型のコンサルティングを目指す中、きらぼし銀行ときらぼしコンサルティングが連携して日本初となるベトナム精白米の輸入販売をサポートしました。このベトナム精白米の輸入支援を通じて、ベトナム企業やベトナム政府機関とのコネクションを構築し、ベトナム・タンロングループとの業務提携契約を締結いたしました。

個人のお客さまに対しては、お客さま本位の業務運営に取り組む中、富裕層、オーナー層などのお客さまが抱える課題に対し、これまで以上に寄り添い、質の高いご提案ができる体制の構築を目的として、「PB推進部」を設置しました。また、UI銀行では、スマートフォンで手続きが完結する個人ローンの取扱いを開始し、幅広い世代の方にご満足いただける金融商品・サービスの提供に努めました。

このほか、当社はグループの体制面として、将来像に掲げる「金融にも強い総合サービス業」の実現に向け、広告企画制作を手がける「株式会社ビー・ブレーブ」を子会社化するとともに、アフターコロナを見据えた、更なる金融支援や債権管理業務等への対応強化を目的として、「エイチ・エス債権回収株式会社」（2023年4月1日に「きらぼし債権回収株式会社」へ商号変更）をきらぼし銀行の子会社とし、グループ機能の更なる拡充を図りました。

#### 《経営基盤の改革とリソースアロケーション》

当社グループは、店舗ネットワークの再構築の一環として、湘南エリアの営業力強化を図るため、2022年8月に藤沢支店を開設しました。また、UI銀行等の活用により戦略的店舗配置を進めた結果、2022年3月末における117拠点から、2023年3月末は114拠点となりました。さらに、店舗運営の効率化を図るべく、順次、次世代店舗の導入を進めております。

#### 《人材育成と人事制度の改革》

当社グループは、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を「きらぼしフィロソフィー」として策定しています。同時に、「きらぼしフィロソフィー」を実践する職員を「きらぼしびと」と定義し、3つの行動指針（“高い志”を持つひと、どうしたら出来るのかを常に考えるひと、結果にコミットし果敢に挑戦し続けるひと）のもと、付加価値の高いサービスを提供できる人材の育成に努めています。

具体的には、法人のお客さま向けに高度な金融支援の提案を行う人材を育成する「SF道場」や、資産承継・資産運用における問題解決に向けた高い提案力を身につける「PB道場」等の研修プログラムによりプロフェッショナル人材の育成に取り組むほか、きらぼしびとの行動指針の浸透を目的とした「きらぼしびと」研修を実施し、高いスキルとマインドを兼ね備えた「きらぼしびと」の育成に取り組んでいます。

そのほか、役割（ジョブ）型の人事制度体系を活用し、外部の専門人材の登用を積極的に進め、グループを通じて付加価値の高いサービス提供が行える体制を作ると共に、スキルやノウハウの伝承に取り組んでおります。

## 《サステナビリティへの取組み》

当社グループは、2019年5月に「東京きらぼしフィナンシャルグループSDGs宣言」を策定、2021年2月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明、同12月には、「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」及び「環境方針」を策定しました。また、2022年2月に「環境・社会に配慮した投融資方針」を制定するなど、サステナビリティの推進を通じて、地域社会や環境の持続的発展への貢献及びグループの中長期的な企業価値向上を目指しております。

商品・サービスを通じた取組みにおいては、グリーンローンやソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローンに加え、東京都と連携した「きらぼし脱炭素応援ローン」や「きらぼしサステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いを開始いたしました。大企業から中堅中小企業までお客様のサステナビリティ経営における課題解決のご支援に向けたソリューションの充実・強化を図りました。

また、きらぼしコンサルティングでは、お客様のSDGsへの取組みにおける優先課題を「見える化」する「きらぼしSDGs評価プログラム」サービスを提供し、サステナビリティ分野におけるお客様の課題解決支援に取り組みました。

スポーツ振興を通じたサステナビリティへの取組みにおいては、府中市との共催イベント「ラグビーのまち府中で車いすラグビーを体験しよう！」を開催したほか、目覚ましい成長を続けるesports市場に着目し、esportsチーム「Meteor（ミーティア）」を運営する「株式会社Litm（リトム）」とオフィシャルスポンサー契約を締結するなど、地域経済と地域社会の持続的な発展への貢献に努めました。

当社グループ内においても、2022年6月より、本社ビルで使用する電力を再生可能エネルギー由来電力に切り替えたほか、きらぼし銀行の営業車両全台を環境配慮型車両へ入れ替え、併せて本店ビル内に電気自動車用の急速充電設備を設置するなど環境負荷軽減に向けた取組みを実施しました。

また、気候変動対応及び人的資本に関する取組みについて、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標及び目標の観点から、より一層促進させていくよう努めてまいります。

## (当社グループの業績)

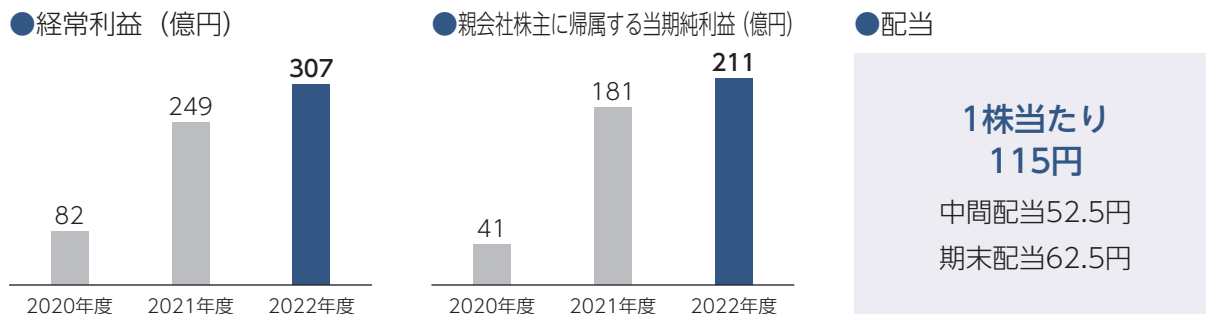
当社グループの連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、前期比58億円増加し307億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比29億円増加の211億円となりました。なお、持分法適用関連会社の子会社が不動産売却を行ったことに伴い、当期の経常収益に持分法投資利益35億円を計上しております。

当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を実施する方針のもと、当期の利益水準に鑑み、前連結会計年度比1株当たり40円増配し、1株当たり115円（中間配当52円50銭実施済、期末配当62円50銭）の配当を実施することといたしました。

業績の主な増減要因につきましては、以下の主要な子会社である「(きらぼし銀行の業績)」に記載しております。(記載の増減要因のうち、持分法適用関連会社からの受取配当金は、連結決算では減額調整されるため当社連結業績には影響ありません。)

## 当社グループの業績



### (きらぼし銀行の業績)

経常利益につきましては、経常収益が前期比170億円増加し1,107億円に、また経常費用は前期比64億円増加し742億円となった結果、前期比105億円増加の365億円となりました。

その要因につきましては、以下のとおりとなります。

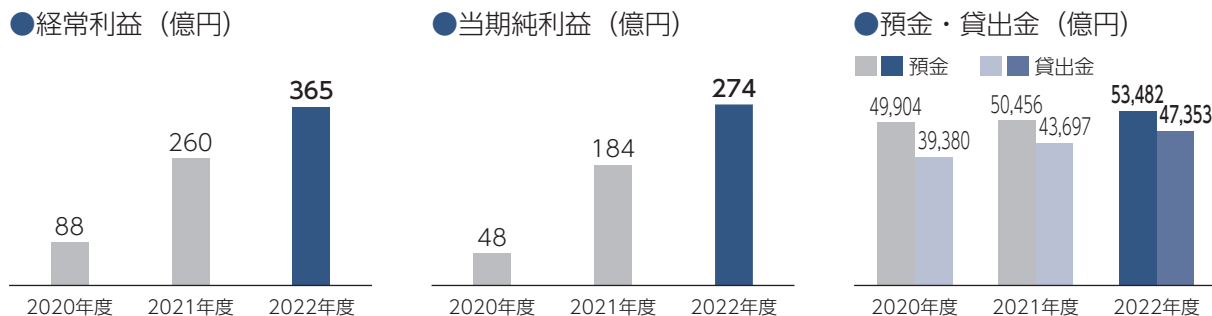
経常収益につきましては、貸出金残高の増加や貸出金利回りの改善等による貸出金利息の増加や、持分法適用関連会社からの配当金(64億円)の受取等により資金運用収益が前期比115億円増加したことに加え、事業性ファイナンス等の法人向け役務収益が堅調に推移し役務取引等収益が前期比11億円増加したこと、また、国債等債券売却益が前期比48億円増加したことなどを中心に、前期比170億円の増加となりました。

経常費用につきましては、経営の効率化に伴い営業経費が前期比7億円減少したことに加え、与信管理体制を強化したこと等により与信関係費用が前期比43億円減少した一方、外貨調達コストの増加等に伴い資金調達費用が前期比27億円増加したことや、外国債券の売却損73億円の計上により国債等債券売却損が前期比95億円増加したことなどを中心に、前期比64億円増加しました。

当期純利益につきましては、退職給付信託資産の一部を銀行に返還したこと等に伴い特別利益が前期比19億円増加し、法人税等合計が前期比33億円増加した結果、前期比89億円増加の274億円となりました。

貸出金の期末残高は、中小企業等のお客さまを中心とした取引メイン化の積極的な推進や事業性ファイナンスの増加等により、前期末比3,656億円増加し4兆7,353億円となりました。また、預金の期末残高は、中小企業等のお客さまの手元資金の増加等に伴い法人預金を中心に残高が増加し、前期末比3,026億円増加し5兆3,482億円となりました。

## きらぼし銀行の業績（単体）



主要な子会社であるきらぼし銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

### 【きらぼし銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：百万円）

	2021年度	2022年度	増 減
コ ア 業 務 純 益	27,270	40,314	13,044
与 信 費 用	6,373	2,054	△4,319
有 価 証 券 関 係 損 益	4,298	△198	△4,496
経 常 利 益	26,006	36,561	10,555
当 期 純 利 益	18,484	27,426	8,942
(連結)			
経 常 利 益	30,488	34,512	4,023
親会社株主に帰属する当期純利益	22,651	25,068	2,417

	2021年度	2022年度	増 減
貸 出 金	4,369,783	4,735,398	365,615
預 金	5,045,602	5,348,246	302,644

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### 【企業集団の対処すべき課題】

当社グループはこれまで、グループ会社の整備等によりグループ一体で総合金融サービスを提供するための体制構築を進めるとともに、店舗・人員・システムを中心とした合理化施策により経費削減を進めるなど、経営の効率化を推進してまいりました。

一方、当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化やマイナス金利政策に加えて、世界的な物価高騰、ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスク等の顕在化などから先行きの不確実性が増しております。また、新型コロナウイルスによる新しい生活様式の浸透、経済活動の変化、デジタル化の加速により、お客さまのニーズの多様化、サステナビリティへの意識の高まりも伴って、金融機関に求められる社会的使命も大きな転換期を迎えています。

こうした環境下、当社グループにおいては、ビジネスモデルの構造改革とグループ連携を通じた持続可能な成長モデルの構築が課題であるとともに、グループ統合リスク管理並びにコンプライアンス管理などガバナンスの強化がこれまで以上に重要になると考えております。

当社グループは、課題に対処するため、以下の項目について取り組んでまいります。

#### (プラットフォームの構築とビジネスモデルの変革)

金融機関における競争環境が変化する中で、金融サービスに加え、ビジネスマッチング等お客さまの本業に結び付く非金融面でのサービス提供に努めてまいりましたが、法人のお客さま同士が協働できる場を創造するとともに、その先にある個人のお客さまも含めたサービスを提供できるエコシステムを構築することで、お客さまの付加価値を高めることが重要になっております。

そのため、法人のお客さまに対しビジネス機会を今まで以上に提供できるプラットフォームを構築していくとともに、DXを推進し、個人のお客さまのニーズに合致した商品やサービスを体現できるビジネスモデルの構築を進めてまいります。

#### (DXの推進)

デジタルマネー「ララPay」と、スマートフォンアプリを通じて金融サービスを提供する「U1銀行」の連携などによる金融ビジネスのデジタル化をはじめ、グループ各社との連携によるグループ内サービスの相互利用や外部連携パートナーとのハブ機能の発揮に向け、デジタルを起点とした対面・非対面サービスの融合、金融・非金融サービスのシームレスな提供を実現してまいります。

### (個人のお客さまへの取組み)

高齢化が進展する中、きらぼし銀行の預金取引の大半を占めるシニア層との信頼関係を次世代につなげるため、外部機関との連携等により、金融と非金融双方でシニア層のニーズへお応えしてまいります。また、富裕層、オーナー層などのお客さまが抱える課題に対し、単なる「商品提案」ではなく、お客さまとの信頼関係を築き、人生のゴールに向けて寄り添い、幅広いサービスを提供する「FD（フィデューシャリー・デューティ）営業を実践してまいります。

当社グループは今後、デジタル戦略の中核を担うデジタルバンク「U I 銀行」やララQを展開する「きらぼしテック」を中心に、外部連携も活用しながら、きらぼしライフデザイン証券等グループ各社における連携を進め、サービスの充実を図ってまいります。

### (法人のお客さまへの取組み)

創業から成長期、衰退期までのお客さまの多様な課題にお応えするため、きらぼし銀行では従来型の融資取引にとどまらないストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンスを、きらぼしキャピタルではファンドを通じたエクイティ投資を推進しており、さまざまな形でお客さまの支援に、グループ全体で取り組んでまいります。また、お客さまとのリレーションを深め、取引メイン化を促進するとともに、迅速な対応を図るため、案件検討体制や審査・リスク管理態勢を強化してまいります。

社会的な課題の一つとなっている中小企業の事業承継に対しては、グループ各社の機能を活用し、オーナーさまの意向に沿った解決策の提案を行ってまいります。

### (サステナビリティへの取組み)

サステナブルファイナンスをはじめ、SDGs評価プログラム等複合的なサービスの提供により、SDGsに掲げられるさまざまな社会的課題の解決に向けて、ESG地域金融の観点から積極的に支援を行ってまいります。また、多様化するお客さまの問題解決に向け、引き続きグループの総合力強化を図るとともに、外部機関との更なる連携強化を進め、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

### (経営基盤改革とグループ経営資源配分の最適化)

ブランチャイン・ブランチャインによる拠点削減等のコスト削減を進める一方、お客さまのニーズに合わせた拠点の設置、各種合理化・高度化のための前向きな投資を行っており、今後も、店舗・本部の更なる効率化による人員創出、ワークスタイルの変革、DXによる生産性の向上を進めてまいります。

### (人材育成と人事制度改革)

「きらぼしフィロソフィー」を実践する「きらぼしびと」の育成に向け、3つの行動指針のもと、希望するキャリアデザインに基づく外部派遣制度等による「自発性」の喚起、高度な専門人材を育成する「研修制度」の充実、気づきと学びの場の提供による「自己研鑽」の支援などを行ってまいります。

今後も人的資本への投資を経営の最重要課題の一つと捉え、社員一人ひとりが自らの価値を高め、結果として企業価値向上に貢献することを目指して、きらぼしグループの全職員が「きらぼしびと」を体現し、プロフェッショナルリティを磨き、成果を出していくための投資や制度づくりに積極的に取り組んでまいります。

### (グループリスク管理)

「グループ事業戦略」・「経営ビジョン」の堅確な達成と「金融にも強い総合サービス業」への発展を下支えすべく、当社が定める「グループリスク管理基本方針」に基づき、信用リスク・市場リスク等を的確に管理し、適切なリスクテイクを可能とするリスクマネジメント手法の高度化を図ってまいります。また、利便性と安全性の高いサービスを提供するため、価値創造とリスクマネジメントの両面からサイバーセキュリティ対応に取り組んでまいります。

今後、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスク等の顕在化による原材料価格の高騰等により、企業収益及び資金繰りへの影響が懸念されます。当社グループは、引き続ききめ細かな金融支援機能及びコンサルティング機能の発揮により事業支援を図ってまいります。

### (コンプライアンス)

コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される地域金融グループとしての社会的責任を果たしていくため、当社が定める「コンプライアンス・プログラム」に基づき、徹底したコンプライアンス管理態勢の構築に努め、リスクオーナーシップの確立など企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築を更に進めてまいります。

### (コーポレート・ガバナンス)

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用したうえでグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

### (外部環境の変化への対応)

新型コロナウイルスと共存・共生する新しい生活様式の浸透により緩やかに回復が見込まれる一方、ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスク等の顕在化、世界的な物価高騰、インフレーションの進行に伴い、先行きの不透明感がみられ、地元企業等への影響が懸念されます。このような緊急事態の時こそ、「地元企業等の資金繰りを安定させる」という社会的使命を果たすことが地域金融グループの存在意義であると改めて強く認識し、中小企業の皆さまの資金繰りや業況の変化に対して、引き続き迅速かつ適切に対応できる支援体制の強化を図ってまいります。更に、中小企業経営のホームドクターの役割を担う地域金融グループとして、適切に金融及びコンサルティング機能を発揮してまいります。

当社は、中期経営計画に基づき、グループの中核企業であるきらぼし銀行、デジタルバンク「U I 銀行」等、グループ会社が一体となり、各グループ会社の機能を発揮して、東京発プラットフォームとして金融・非金融サービスを提供し、その結果として、収益の安定化、事業収益の多様化に伴う収益の増加並びにOHRやROE等経営指標の改善を図ることで、皆さま方のご期待に応えてまいります。



## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	94,031	93,352	108,348	125,291
経常利益	2,347	8,224	24,943	30,774
親会社株主に帰属する当期純利益	7,657	4,161	18,183	21,150
包括利益	3,571	17,616	10,603	10,983
純資産額	294,462	310,880	319,312	326,972
総資産	5,501,145	5,921,945	6,443,807	6,742,149

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2019年度より、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社について連結子会社にするとともに持分比率を100%に引き上げました。また、きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース株式会社及びきらぼしシステム株式会社、きらぼしJCB株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。また、ベトナム・ホーチミンにきらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立しました。また、当社が100%出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、その後「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、2020年8月に開業いたしました。
3. 2020年10月に、当社は100%出資する株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社を設立し、その後「株式会社U1銀行」に商号変更の上、2022年1月に開業いたしました。また、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は、種類株式の引受けにより、株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーを持分法適用関連会社としております。
4. 2021年4月にきらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしビジネスサービス株式会社は、株式会社きらぼしクレジットサービスを吸収合併いたしました。また、同行の連結子会社であるきらぼしサービス株式会社は、同社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、「きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社」に商号変更の上、当社の連結子会社となりました。
5. 2022年1月に、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は北京兆泰集团股份有限公司と日中合併でコンサルティング現地法人「信銘冠嘉商務諮詢(北京)有限公司」を設立し、同年3月に同社を持分法適用関連会社といたしました。
6. 2022年3月30日付で、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社は第三者割当増資を実施し、同行の議決権の所有割合は100%から95%になりました。また、同年3月31日付で当社は、きらぼし銀行が保有するきらぼしテック株式会社の全株式を取得し、当社の連結子会社としました。
7. 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーにおいて、その子会社が財務戦略の一環として不動産の売却を実施し、当該売却益を原資に株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーに対して期末配当を実施しました。2021年度の経常収益には当該配当を主とした、持分法による投資利益6,520百万円を含んでおります。
8. 2022年7月1日付で、株式会社ビー・ブレーブの株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。また、2022年10月3日付で、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は、エイチ・エス債権回収株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。なお、同社は2023年4月1日付で、「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更いたしました。

9. 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーにおいて、その子会社が財務戦略の一環として不動産の売却を実施し、当該売却益を原資に株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーに対して期末配当を実施しました。2022年度の経常収益には当該配当を主とした、持分法による投資利益3,564百万円を含んでおります。

## □ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	6,190	3,892	3,494	5,211
受取配当金	5,121	2,591	2,131	3,300
銀行業を営む子会社	5,121	2,580	2,120	3,285
その他の子会社	—	10	10	14
当期純利益	5,225	2,689	2,135	3,479
1株当たり当期純利益	円 銭 164 16	円 銭 80 42	円 銭 62 10	円 銭 106 99
総資産	199,169	200,350	209,942	218,257
銀行業を営む子会社株式等	191,861	191,861	196,851	201,151
その他の子会社株式等	4,882	5,332	10,592	14,634

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 2021年度にUI銀行の増資4,550百万円を引き受けたこと等により、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。また、きらぼし銀行が保有するきらぼしテック株式会社の全株式を5,699百万円で取得したこと等により、その他の子会社株式等が増加しております。  
 3. 2022年度にUI銀行の増資4,300百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。また、きらぼしテック株式会社の増資2,469百万円を引き受けたこと及び株式会社ビー・ブレーブの株式を1,572百万円で取得したことにより、その他の子会社株式等が増加しております。

## (3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他
使用人数	2,330人	407人

- (注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

#### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

##### イ 銀行業

##### ① きらぼし銀行

			当 年 度 末
東	京	都	124店 (うち出張所 8)
神	奈	川 県	38 ( 2)
埼	玉	県	3 ( ー)
千	葉	県	1 ( ー)
合	計		166 ( 10)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を44カ所、京王電鉄駅構内のATMを12駅に設置しております。
2. ブランチ・イン・ブランチ（店舗内店舗）方式での拠点集約による営業拠点数は114拠点です。

##### ② UI銀行

本社（東京都港区）

## ロ その他の事業

会 社 名	主要な営業所等
当社	本社（東京都港区）
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	本社（東京都港区）
東京きらぼしリース株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都港区）
きらぼしJCB株式会社	本社（東京都豊島区）
きらぼしキャピタル株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしライフデザイン証券株式会社	本社（東京都港区）
株式会社ビー・ブレーブ	本社（東京都中央区）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
きらぼし信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
八千代信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
綺羅商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国・上海市）
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社（ベトナム・ホーチミン市）
エイチ・エス債権回収株式会社	本社（東京都港区）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー	本社（東京都渋谷区）
信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司	本社（中国・北京市）

- (注) 1. 2022年7月1日付で、当社は「株式会社ビー・ブレーブ」の議決権のある株式全株を取得し、同社は当社の連結子会社となっております。
2. 2022年10月3日付で、きらぼし銀行は「エイチ・エス債権回収株式会社」の株式全株を取得し、同社は当社の連結子会社となっております。また2023年4月1日付で、同社は「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更しております。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	8,407	207	8,614

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社きらぼし銀行	ソフトウェア	744
		業務用端末	101
	株式会社U I 銀行	ソフトウェア	744
その他	きらぼしライフデザイン証券株式会社	ソフトウェア	107

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## ハ 重要な設備の除却等

(単位：百万円)

会社名	内容	除却簿価	除却日
株式会社きらぼし銀行	湘南台支店土地	158	2023年3月30日
	湘南台支店店舗	39	2023年3月30日

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
上記報告数値はきらぼし銀行単体の実績となります。

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 きらぼし銀行	東京都港区 南青山3-10-43	銀行業	百万円 43,734	% 100.00
株式会社U I 銀行	東京都港区 南青山3-10-43	銀行業	百万円 4,875	% 100.00
きらぼしビジネス オフィスサービス株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	給与計算等バックオフィス業務	百万円 10	% 100.00
東京きらぼしリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	総合リース業	百万円 305	% 100.00
きらぼしシステム 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	コンピューター関連サービス業	百万円 20	% 100.00
株式会社きらぼし コンサルティング	東京都港区 南青山3-10-43	企業経営に関する総合コンサルティング の業務、セミナー、講演会の開催	百万円 50	% 100.00
きらぼしJ C B 株式会社	東京都豊島区 東池袋2-61-3	クレジットカード業務	百万円 30	% 100.00

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
きらぼしキャピタル 株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	投資事業組合（ファンド）の組成・運営 等に関する業務	百万円 75	% 100.00
きらぼしライフデザイン 証券株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	証券業	百万円 3,000	% 100.00
株式会社 ビー・ブレーブ	東京都中央区 日本橋3-5-14	広告企画制作業	百万円 260	% 100.00
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	資金移動業	百万円 100	% 95.00
きらぼし信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 760	% (100.00)
八千代信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 342	% (100.00)
きらぼしビジネス サービス株式会社	東京都北区 滝野川3-1-1	メール、回金、事務集中業務、広告宣伝 用品等の調達・管理業務	百万円 10	% (100.00)
綺羅商務諮詢 (上海)有限公司 (Kiraboshi Business Consulting Shanghai Co., Ltd.)	中国上海市黄浦区 淮海中路918号 久事復興大廈 24-C1室	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	Unit 6A, Level 6, Saigon Centre Tower 1, 65 Le Loi Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (26百万円)	% (100.00)
エイチ・エス債権 回収株式会社	東京都港区西新橋 3-2-1	債権管理回収業	百万円 500	% (100.00)
スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 3-1-1	投資信託委託業務	百万円 300	% 15.00
株式会社きらぼし インシュアランス エージェンシー	東京都渋谷区宇田川 町33-7	保険代理店業務	百万円 2,530	% (37.70)
信銘冠嘉商務諮詢 (北京)有限公司 (StarBridge business consulting (Beijing) Co., Ltd.)	中国北京市大興区 金盛大街2号院 5号楼1階101-32	コンサルティング業務	中国元 100万 (19百万円)	% (39.00)

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の( )欄は、間接議決権比率であります。  
 3. 綺羅商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 4. KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 5. 信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 6. 2022年7月1日付で、当社は「株式会社ビー・ブレーブ」の議決権のある株式全株を取得し、同社は当社の連結子会社となっております。  
 7. 2022年10月3日付で、きらぼし銀行は「エイチ・エス債権回収株式会社」の株式全株を取得し、同社は当社の連結子会社となっております。また2023年4月1日付で、同社は「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更しております。  
 8. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社、株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー、及び信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司は、当社の持分法適用関連会社であります。  
 9. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載していません。

#### 重要な業務提携の概況

きらぼし銀行は、横浜銀行との間で「業務提携に関する基本合意書」（東京・神奈川ソリューションコネクト）を締結し、法人部門や事務部門において連携を行っております。

#### (7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
三井住友信託銀行株式会社	5,500百万円	2,290千株	7.69%
株式会社きらぼし銀行	12,880百万円	一千株	—%

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 4. 株式会社きらぼし銀行は、当社の完全子会社であります。  
 5. 三井住友信託銀行株式会社からの借入は、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社の株式を取得するための原資として行った借入です。  
 6. きらぼし銀行からの借入は、U I 銀行等の連結子会社への出資のために行った借入です。

#### (8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員状況

(2022年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡邊 壽信	代表取締役社長 監査部 デジタル戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
常久 秀紀	代表取締役副社長 経営企画部 事業戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役 (代表取締役)	
野邊田 覚	代表取締役専務取締役 リスク管理部 連携推進部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役 専務執行役員	
三浦 毅	取締役 人事部 広報部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役 専務執行役員 きらぼしライフデザイン証券株式会社 専務取締役	
安田 信幸	取締役 経営企画部長	株式会社きらぼし銀行 取締役 常務執行役員	
高橋 ゆき	取締役 (社外取締役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 株式会社YEEY 取締役	
西尾 昇治	取締役 (社外取締役)	東京商工会議所 常任参与 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役	
野村 修也	取締役 (社外取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士	
坪井 克哉	常勤監査役		
内田 秀樹	監査役		
稲葉 喜子	監査役 (社外監査役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 保森監査法人 代表社員	
東道 佳代	監査役 (社外監査役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役	



- (注) 1. 取締役高橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、取締役野村修也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、取締役野村修也氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2022年6月22日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役香西由起夫氏、常勤監査役奈良田徹氏が任期満了により退任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	当社からの報酬等の総額	当社の子会社からの報酬等の総額						
			固定報酬	業績連動報酬		固定報酬	業績連動報酬		
				現金報酬	株式報酬		現金報酬	株式報酬	
取締役	8名	139	82	20	36	113	57	20	36
監査役	6名	39	39	—	—	10	10	—	—
計	14名	178	121	20	36	123	67	20	36

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の取締役及び監査役が、当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役及び監査役を兼職中に、同行から当社取締役及び監査役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等の総額」の欄に記載しております。
3. 業績連動報酬には、当期の費用計上額を記載しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記支給人数には、2022年6月22日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった監査役2名を含んでおります。

### ロ 業績連動報酬等に関する事項

#### ① 報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬としての「固定報酬」（月額報酬）と、「業績連動報酬」として中期経営計画の短期的な目標計数等に連動する「現金報酬」と中期経営計画の中長期的な目標計数等に連動する「株式報酬」から構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位に応じて30%～35%を目安としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

また、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動報酬の対象としておりません。

② 業績連動報酬（短期業績：現金報酬）

業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に定めた額を基準とし、業績目標の達成度合い及び担当部門業績評価に応じて乗率を決定の上、支給額を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、支給額を決定し毎年一定の時期に支給する方針としております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①コア業務純益、当社の②当期純利益であります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のコア業務純益を選定した理由は、当社の経営課題である収益力強化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、業績に連動する指標として当社の当期純利益を選定した理由は、役務収益の増強やコスト効率化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

当事業年度中に支給された2021年度に係る短期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
コア業務純益	245.8億円	272.7億円
当期純利益	100.4億円	181.8億円

③ 業績連動報酬（中長期業績：株式報酬）

非金銭報酬として、株式交付信託を利用した株式報酬制度を導入しており、役位別に定めた基礎金額及び2021年3月31日における当社株式の終値を基に、業績目標の達成度合いに応じて乗率を決定の上、付与ポイント数を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、付与ポイント数を決定しております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①OHR（コア業務粗利益ベース）、当社の②ROEであります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のOHRを選定した理由は、当社の経営課題である高コスト体質の改善を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、業績に連動する指標として当社のROEを選定した理由は、経営の効率性の向上を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

なお、取締役が累積したポイント数に相当する当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

当事業年度中にポイント付与された2021年度に係る中長期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
OHR（コア業務粗利益ベース） （経費÷コア業務粗利益）	67.02%	65.33%
ROE	3.26%	5.77%

#### ④ 業績連動型株式報酬制度の一部変更

2022年6月22日開催の第8回定時株主総会で「業績連動報酬（株式報酬）」に係る制度の内容を一部変更することを決議しました。

本制度に基づき取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、第8回定時株主総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイントに相当する当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付した上で、退任までの期間において譲渡制限を付けるものとします。

### ハ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の見金報酬の額は、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第1回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。また、上記取締役の見金報酬の限度額とは別枠で、2022年6月22日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額は、2021年9月から2024年4月までの期間を対象として合計229百万円とすること、及び、株式報酬のために当社が金銭を拠出することにより設定する信託の信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に86百万円を乗じた金額を上限とすることが決議されております。第8回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

## 二 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能し、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、「役員報酬ポリシー」（取締役の報酬を決定するに当たっての方針）を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。また、「役員報酬ポリシー」を踏まえた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針として「取締役報酬規程」「株式交付規程」を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。

「役員報酬ポリシー」「取締役報酬規程」「株式交付規程」を決議するに当たっては、当社社外取締役2名を含む取締役3名にて構成し、委員長は社外取締役が務めている「指名・報酬協議会」での協議を経て、検討結果を基に当社の取締役会で決定しております。「指名・報酬協議会」は、ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及びきらぼし銀行の取締役報酬額の検討を行うことを目的に設置しております。

## ② 決定方針の内容の概要

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方に基づき、迅速・果断な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）・委任契約を締結している執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬としての固定報酬（月額報酬）に加え、短期的な業績に連動する現金報酬（毎年1回支給予定）と、中長期的な業績に連動する株式交付信託を利用した株式報酬とを組み合わせた報酬としています。取締役の各報酬の報酬総額に対する割合は、役位に応じて、月額報酬を65～70%、短期業績に連動する現金報酬を15%、株式報酬を15～20%とすることを目安としております。

業績に連動する指標には、中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが中期経営計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針としての「取締役報酬規程」「株式交付規程」において、月額報酬は、役位別及び取締役の等級別に基準額を定めております。業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に基準額を定め、業績に連動する指標及び担当部門業績評価を用いて乗率を決定のうえ支給額を算定し、取締役会において決定することとしております。業績連動報酬（株式報酬）は、役位別に基礎金額を定め、業績に連動する指標を用いて乗率を決定のうえ付与ポイント数を算定し、取締役会において決定することとしております。

## ③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨を答申しておりますが、取締役会としても、かかる検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高橋ゆき (社外取締役) 西尾昇治 (社外取締役) 野村修也 (社外取締役) 稲葉喜子 (社外監査役) 東道佳代 (社外監査役)	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
以下の会社の取締役及び監査役  当社 株式会社きらぼし銀行 株式会社UI銀行 きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社 東京きらぼしリース株式会社 きらぼしシステム株式会社 株式会社きらぼしコンサルティング きらぼしJCB株式会社 きらぼしキャピタル株式会社 きらぼしライフデザイン証券株式会社 きらぼしテック株式会社 株式会社ビー・ブレーブ	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
高橋 ゆき (取締役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 株式会社YEEY 取締役
西尾 昇 治 (取締役)	東京商工会議所 常任参与 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役
野村 修 也 (取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士
稲葉 喜子 (監査役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 保森監査法人 代表社員
東道 佳代 (監査役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額100万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
2. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所に対して法律相談を行っており、弁護士報酬として年額100万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び森・濱田松本法律事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
3. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
4. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所にも所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
5. その他の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高橋 ゆき (取締役)	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回全てに出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や当社グループの商品・サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
西尾 昇 治 (取締役)	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回全てに出席	取締役会において、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する豊富な経験から、審議に必要な発言や当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
野村 修 也 (取締役)	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回のうち15回出席	取締役会において、大学院の教授としての専門知識に加え、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言や当社のコーポレート・ガバナンスの向上に資する提言を行っております。
稲葉 喜 子 (監査役)	8年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回のうち16回出席、監査 役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、幅広い見識を当社グループの監査体制に反映しております。
東道 佳 代 (監査役)	8年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回全てに出席、監査役会 13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	40	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4 当社の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第1回第一種優先株式	5,000千株
	第2回第一種優先株式	5,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
発行済株式の総数	普通株式	30,650千株
	第1回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株
		(自己株式208千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数

普通株式	30,004名
第1回第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名



**(3) 大株主  
普通株式**

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,391 千株	11.14 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,634	8.65
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.52
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	1,210	3.97
東京都	1,197	3.93
アーク証券株式会社	599	1.96
株式会社マースグループホールディングス	590	1.93
株式会社みずほ銀行	509	1.67
フクダ電子株式会社	354	1.16
JP MORGAN CHASE BANK 385781	334	1.10

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

**第1回第一種優先株式**

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	750 千株	100.00 %

**第二種優先株式**

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

**(4) 役員保有株式  
該当ありません。**

## 5 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株 当たり)	行使期間
第1回 新株予約権	2015年 8月3日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	1円	2015年8月3日から 2045年8月2日まで
第2回 新株予約権	2016年 8月1日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	1円	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
第3回 新株予約権	2017年 8月1日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	1円	2017年8月1日から 2047年7月31日まで

### (1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第1回新株予約権	一個	普通株式 一株	一名	一個
第2回新株予約権	11個	普通株式 1,100株	1名	11個
第3回新株予約権	30個	普通株式 3,000株	4名	30個

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 小澤 裕治 指定有限責任社員 業務執行社員 窪寺 信	16	当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画等について関連部署からヒアリング等を行い、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、142百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

#### (4) 会計監査人に関するその他の事項

##### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社でありますエイチ・エス債権回収株式会社は、RSM清和監査法人が会計監査人として監査を行っております。

#### 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

#### 8 業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきまして、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

##### 【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
  - (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
  - (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

- (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
  - (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないように利益相反を管理する体制を整備する。
  - (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
  - (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。
  3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
    - (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
    - (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
    - (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
    - (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。
  4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
    - (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
    - (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ会社経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
  - (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
  - (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うと共に、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
  - (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
  - (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
  - (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
  - (7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。
7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
  - (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
  - (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
  - (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

#### 【内部統制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに関する体制
  - ・当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。
  - ・当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。  
2022年度はコンプライアンス委員会を13回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。
  - ・当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に行い、監査結果を取締役会へ報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。

3. リスク管理体制
  - ・ 当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を行っています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。さらに、2022年度は自己資本管理（リスク資本配賦）規則を制定しました。リスク管理委員会を39回開催し、リスク資本配賦案の協議やサイバーセキュリティ対応、KRI（重要リスク指標）の状況をリスク管理委員会等で審議しました。また危機発生時に備え業務継続に関わる訓練を行いました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。2022年度は、取締役会を17回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレート・ガバナンス態勢等について、適切な審議を行いました。
  - ・ また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。2022年度は、経営会議を45回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ 当社では、グループ会社経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。
  - ・ グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。
  - ・ 当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を行っています。
  - ・ 当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社は、業務執行部門から独立した監査役室を設置すると共に、監査役室に所属する専任の使用人（以下「補助者」という）が監査役の職務を補助しています。
  - ・ 補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。



- ・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。
- ・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。
- ・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席すると共に、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役、他取締役（社外取締役含む）、及び子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお、監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し、情報の提供及び報告を受けています。

## 9 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山 三丁目10番43号	191,851 百万円	218,257 百万円

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12 その他

**剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある場合における当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針**

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、中期経営計画（2021年4月～）において掲げる、利益と純資産の水準に見合う株主還元水準の目標は「総還元性向20～30%」としております。

# 連結計算書類

## 第9期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	936,273	預金	5,625,386
コールローン及び買入手形	9,640	譲渡性預金	9,500
買入金銭債権	58,527	コールマネー及び売渡手形	448,139
商品有価証券	861	債券貸借取引受入担保金	184,751
金銭の信託	2,867	借入金	79,786
有価証券	856,976	外国為替	258
貸出金	4,706,163	社債	7,008
外国為替	4,519	その他負債	50,696
リース債権及びリース投資資産	24,853	賞与引当金	1,670
その他資産	73,708	役員賞与引当金	155
有形固定資産	55,971	株式報酬引当金	374
建物	15,435	退職給付に係る負債	75
土地	33,037	役員退職慰労引当金	67
リース資産	1,675	ポイント引当金	74
建設仮勘定	1,580	睡眠預金払戻損失引当金	259
その他の有形固定資産	4,241	偶発損失引当金	883
無形固定資産	12,922	特別法上の引当金	0
ソフトウェア	6,565	繰延税金負債	116
のれん	2,985	支払承諾	5,971
リース資産	148	負 債 の 部 合 計	6,415,177
その他の無形固定資産	3,222	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	18,400	資本金	27,500
繰延税金資産	7,049	資本剰余金	150,968
支払承諾見返	5,971	利益剰余金	151,399
貸倒引当金	△32,557	自己株式	△1,198
		株主資本合計	328,669
		その他有価証券評価差額金	△5,121
		土地再評価差額金	△242
		為替換算調整勘定	25
		退職給付に係る調整累計額	3,573
		その他の包括利益累計額合計	△1,765
		新株予約権	13
		非支配株主持分	55
		純 資 産 の 部 合 計	326,972
資 産 の 部 合 計	6,742,149	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,742,149

## 第9期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>125,291</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>71,669</b>	
貸出金利息	57,294	
有価証券利息配当金	12,581	
コールローン利息及び買入手形利息	100	
預け金利息	1,070	
その他の受入利息	623	
<b>信託報酬</b>	<b>395</b>	
<b>役員取引等収益</b>	<b>20,556</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>7,845</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>24,823</b>	
償却債権取立益	75	
その他の経常収益	24,748	
<b>経常費用</b>		<b>94,516</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>3,262</b>	
預金利息	1,482	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	72	
債券貸借取引支払利息	1,473	
借入金利息	203	
社債利息	14	
その他の支払利息	12	
<b>役員取引等費用</b>	<b>3,797</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>10,595</b>	
<b>営業経費</b>	<b>57,947</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>18,913</b>	
貸倒引当金繰入額	1,844	
その他の経常費用	17,069	
<b>経常利益</b>		<b>30,774</b>
<b>特別利益</b>		<b>1,941</b>
固定資産処分益	199	
退職給付信託返還益	1,520	
国庫補助金等受贈益	221	
<b>特別損失</b>		<b>847</b>
固定資産処分損	198	
減損損失	461	
固定資産圧縮特別勘定繰入額	187	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>31,867</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>7,907</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>2,891</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>10,798</b>
<b>当期純利益</b>		<b>21,069</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純損失 (△)</b>		<b>△80</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>21,150</b>

## 第9期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	27,500	150,966	133,470	△966	310,969
当期変動額					
連結子会社の増資による持分の増減		2			2
剰余金の配当			△3,221		△3,221
親会社株主に帰属する当期純利益			21,150		21,150
自己株式の取得				△262	△262
自己株式の処分		△0		30	30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2	17,929	△231	17,699
当期末残高	27,500	150,968	151,399	△1,198	328,669

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	4,186	675	△242	24	3,676	8,320	13	8	319,312
当期変動額									
連結子会社の増資による持分の増減									2
剰余金の配当									△3,221
親会社株主に帰属する当期純利益									21,150
自己株式の取得									△262
自己株式の処分									30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,308	△675	—	0	△103	△10,086	—	46	△10,039
当期変動額合計	△9,308	△675	—	0	△103	△10,086	—	46	7,660
当期末残高	△5,121	—	△242	25	3,573	△1,765	13	55	326,972

# 計算書類

## 第9期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	<b>2,307</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>18,678</b>
現金及び預金	1,651	短期借入金	18,380
未収入金	24	未払金	62
前払費用	20	未払配当金	73
未収還付法人税等	590	未払法人税等	44
仮払金	5	預り金	36
預け金	15	仮受金	0
<b>【固定資産】</b>	<b>215,950</b>	賞与引当金	57
<b>【無形固定資産】</b>	<b>1</b>	役員賞与引当金	23
ソフトウェア仮勘定	1	<b>【固定負債】</b>	<b>82</b>
<b>【投資その他の資産】</b>	<b>215,949</b>	株式報酬引当金	82
投資有価証券	112	<b>負債の部合計</b>	<b>18,761</b>
関係会社株式	215,785	(純資産の部)	
敷金	2	<b>【株主資本】</b>	<b>199,483</b>
繰延税金資産	47	資本金	27,500
		資本剰余金	166,470
		資本準備金	56,219
		その他資本剰余金	110,251
		利益剰余金	6,711
		その他利益剰余金	6,711
		繰越利益剰余金	6,711
		自己株式	△1,198
		<b>【新株予約権】</b>	<b>13</b>
		新株予約権	13
<b>資産の部合計</b>	<b>218,257</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>199,496</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>218,257</b>

## 第9期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営業収益</b>	<b>5,211</b>
関係会社受取配当金	3,300
関係会社受入手数料	1,911
<b>営業費用</b>	<b>1,574</b>
販売費及び一般管理費	1,574
<b>営業利益</b>	<b>3,637</b>
<b>営業外収益</b>	<b>9</b>
受取利息	0
雑収入	8
<b>営業外費用</b>	<b>72</b>
支払利息	71
雑損失	0
<b>経常利益</b>	<b>3,574</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,574</b>
法人税、住民税及び事業税	118
法人税等調整額	△23
法人税等合計	94
<b>当期純利益</b>	<b>3,479</b>

## 第9期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,251	166,471
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	27,500	56,219	110,251	166,470

(単位：百万円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益 剰 余 金					
当期首残高	6,452	6,452	△966	199,457	13	199,470
当期変動額						
剰余金の配当	△3,221	△3,221		△3,221		△3,221
当期純利益	3,479	3,479		3,479		3,479
自己株式の取得			△243	△243		△243
自己株式の処分			11	11		11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—	—
当期変動額合計	258	258	△231	26	—	26
当期末残高	6,711	6,711	△1,198	199,483	13	199,496

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕治  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕治  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 坪 井 克 哉 ㊞

監 査 役 内 田 秀 樹 ㊞

社外監査役 稲 葉 喜 子 ㊞

社外監査役 東 道 佳 代 ㊞

以 上

(ご参考)

## きらぼしのサステナビリティ

きらぼしグループでは、気候変動の対応を経営戦略上の重要事項と位置づけ、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）宣言（※）へ賛同するほか、地域経済・地域社会の持続的発展に貢献すべく、「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」や「環境方針」を策定し、グループ一体となり、お客さまのSDGs・脱炭素への取組みに対し、ワンストップでさまざまなご要望に合わせた包括的なサポートの提供に取り組んでおります。

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）のESGの視点を経営に取り入れ、さまざまなステークホルダーの皆さまとのつながりの中で社会課題に対応することで、経済的価値と社会的価値をともに創造してまいります。

※「TCFD宣言への取組み」2021年2月：賛同表明 2022年7月：2021年度の取組みを開示

### サステナビリティ方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、経営理念に基づく企業活動を通じ、地域社会の持続的な発展への貢献と中長期的な企業価値向上に努めます。また、すべてのステークホルダーとの対話を通じ、情報開示の充実に努めます。

グループ役職員一人ひとりが、お客さまの価値向上に取組み、気候変動や社会的課題への対応に積極的な役割を果たします。

### 環境方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、本業を通じた経済活動や自らの企業活動において環境問題の解決に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

#### ▶ 事業活動を通じた支援

商品・サービス・情報の提供を通じて、環境問題に取組むお客さまを支援します。

#### ▶ 地域社会の環境保全活動

地域社会と連携しながら、地域の環境保全を推進します。

#### ▶ 関連法令の遵守

環境に関する法令・規則・協定等を遵守します。また、持続可能な社会の実現に向けた社会的要請を企業活動につなげます。

#### ▶ 環境負荷の削減

省資源、省エネルギー、リサイクル等を推進し、事業活動における環境負荷の削減に努めます。

#### ▶ 役職員への啓蒙

企業としての取組みを通じて役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、積極的に環境保全活動に取り組むよう意識の高揚を図ります。

## 東京都と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」締結

2022年10月に東京都と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結しました。本協定は都内中堅・中小企業に対して、サステナブルファイナンス（サステナビリティ・リンク・ローン）を通じて、企業のサステナビリティ経営の普及・促進を図ることを目的としております。本連携に基づき、きらぼし銀行では2022年12月に「きらぼしサステナビリティ・リンク・ローン」の取扱いを開始しました。本商品はお客さまのSDGsやESG戦略に整合した野心的目標（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）を設定し、その達成状況に応じて金利が変動する商品です。2023年3月には、第1号案件として、株式会社大和三光製作所に対して資金協力を行い、同社のサステナビリティ経営の取組みをサポートしました。



(連携協定締結式)

### 協定に基づく連携事項

- (1) 金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業の推進
- (2) 中堅・中小企業におけるサステナビリティ経営の普及・促進に関する取組
- (3) サステナビリティ経営に関する優れた取組事例等の情報発信

## 東京都地球温暖化対策報告書制度を活用した融資制度の取扱い

2022年6月に中小企業の脱炭素化推進に向けたソリューションの充実・強化への取組みの一環として、東京都環境局が所管の地球温暖化対策報告書制度と連携した融資商品「きらぼし脱炭素応援ローン」の取扱いを開始しました。本商品の取扱いを通じて、脱炭素・カーボンニュートラルへの取組みを資金面から後押ししております。

### (商品の特長)

- 東京都環境局が所管する「地球温暖化対策報告書」を提出している中小事業者等を対象とし、ご融資後年間優遇金利を適用。
- 本商品を利用して脱炭素に取り組む企業として、きらぼし銀行ホームページに掲載。

きらぼし銀行  
きらぼし銀行

◎脱炭素対応の優遇利率取扱商品「サポート」

### きらぼし脱炭素応援ローン

きらぼし銀行では、地球温暖化対策として、脱炭素化の推進を目的として、東京都環境局が所管する「地球温暖化対策報告書制度」の活用により、脱炭素・カーボンニュートラルへの取組みを資金面から後押しする「きらぼし脱炭素応援ローン」の取扱いを開始いたしました。

地球温暖化対策報告書提出事業者対象

東京都環境局の「地球温暖化対策報告書制度」に基づく報告を  
今年度から前年度行っている  
法人が対象となる事業者

※本商品は1号案件が初年度限り、以降は別の融資制度の対象となります。

融資期間	優遇金利	優遇期間	優遇期間後の金利
1ヶ月	0.5%	1ヶ月	0.5%
3ヶ月	0.5%	3ヶ月	0.5%
6ヶ月	0.5%	6ヶ月	0.5%
1年	0.5%	1年	0.5%

※優遇金利は、優遇期間終了後、きらぼし銀行ホームページに掲載の標準金利に引き上げられます。

※本商品に関する詳細は、きらぼし銀行ホームページに掲載の「きらぼし脱炭素応援ローン」をご覧ください。

※本商品に関するお問い合わせは、きらぼし銀行各支店または、きらぼし銀行お客様センター（03-6362-1111）までお問い合わせください。

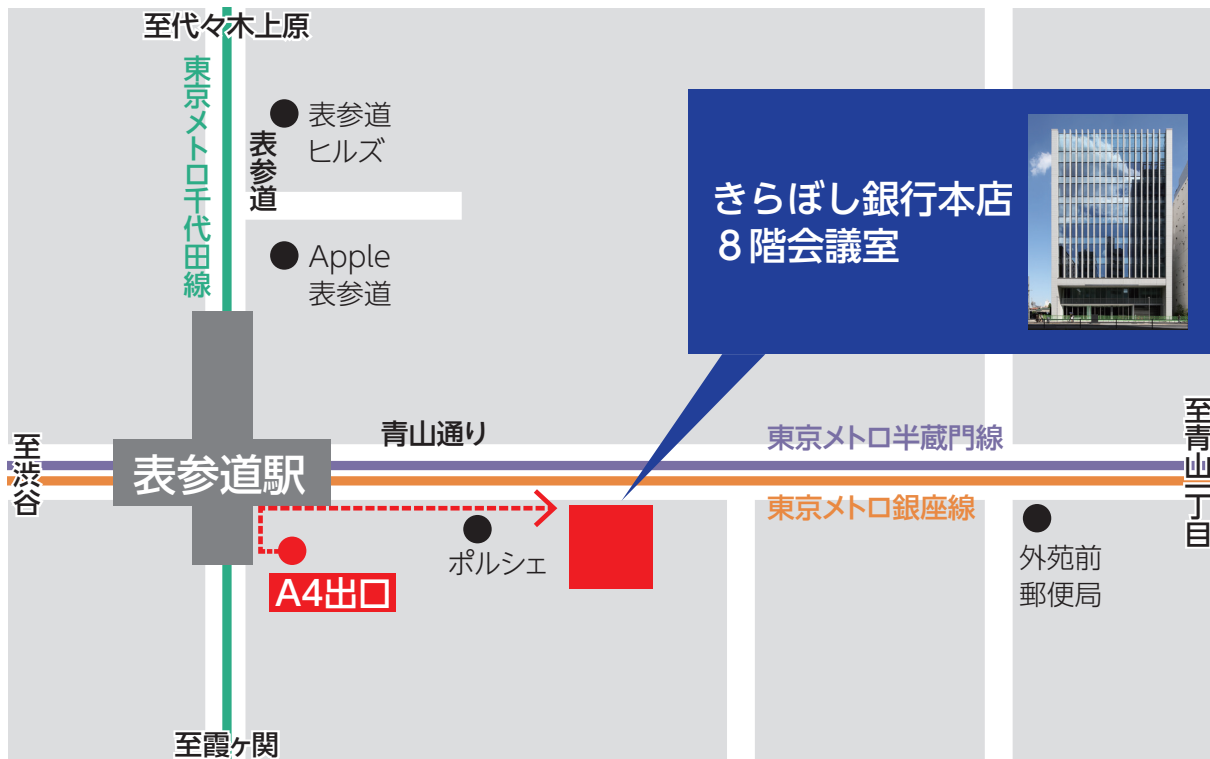
©2023きらぼし銀行株式会社  
https://www.kiraboshi-bk.co.jp

# 第9回定時株主総会 会場のご案内

会場

きらぼし銀行本店  
8階会議室

東京都港区南青山三丁目10番43号



交通手段

東京メトロ

●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約3分

ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

経営企画部 TEL 03-6447-5794

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

電子提供措置の開始日2023年5月31日

第9回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ



## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 17社

会社名

株式会社きらぼし銀行

株式会社U I 銀行

東京きらぼしリース株式会社

きらぼしシステム株式会社

株式会社きらぼしコンサルティング

きらぼしJCB株式会社

きらぼしキャピタル株式会社

きらぼしライフデザイン証券株式会社

きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社

きらぼしテック株式会社

株式会社ビー・ブレーブ

きらぼし信用保証株式会社

八千代信用保証株式会社

きらぼしビジネスサービス株式会社

エイチ・エス債権回収株式会社

綺羅商務諮詢（上海）有限公司

KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

#### (連結の範囲の変更)

2022年7月1日付で、当社は株式会社ビー・ブレーブの議決権を有する株式全株を取得し、当社の連結される子会社といたしました。

2022年10月3日付で、当社の連結される子会社である株式会社きらぼし銀行がエイチ・エス債権回収株式会社の議決権を有する株式全株を取得し、当社の連結される子会社といたしました。

#### (連結される子会社及び子法人等の商号変更)

2023年4月1日付で、エイチ・エス債権回収株式会社の商号をきらぼし債権回収株式会社へ変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 8社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合

A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合

A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

KCPエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

（非連結の子会社及び子法人等の設立）

2023年2月1日付で、非連結の子会社としてきらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合を設立しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 3社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー

信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 8社

会社名

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合

A&KCメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合

きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合

A&KCメディカル1号投資事業有限責任組合

KCPエフイティアシスト1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等の設立）

2023年2月1日付で、持分法非適用の非連結の子会社としてきらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合を設立しております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 15社

② 12月末日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

## 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年

  
その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。

開業費 5年間の均等償却を行っております。

社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。具体的には、以下に記載のキャッシュ・フロー見積法による予想損失額と、過去の貸倒実績率に基づく予想損失額との差額を、追加的に計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先及び、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む連結される子会社の一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は651百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めたる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

#### (15) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結される子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る当期末の自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### (17) 収益及び費用の計上基準

##### ① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

##### ② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### (18) 重要なヘッジ会計の方法

##### 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えておりません。

当連結会計年度は、その他有価証券に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定を行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「Liborを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸出金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(19) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(20) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(21) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については、有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。



## 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。また、連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 32,557百万円

(うち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対して計上した追加的な貸倒引当金 1,345百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 当社グループにおける貸倒引当金の概要

当社グループは、銀行業を中核事業として位置付けており、それにより計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

#### ② 算出方法

「会計方針に関する事項」〔(6) 貸倒引当金の計上基準〕に記載の通りです。

#### ③ 主要な仮定

##### i 債務者区分

当社グループは、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の

将来見込みが主要な仮定となります。

ii 予想損失率の修正を必要とする債務者グループ

当社グループは、要注意先のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業績の回復に遅れが懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加引当額を計上しており、その額は、影響を受ける債務者グループの範囲をどう見積もるかによって変動することとなります。

したがって、影響を受ける債務者グループの範囲が主要な仮定となります。

iii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利子率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しています。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度において計上した貸倒引当金を上回る、あるいは下回る貸倒損失が発生する可能性があります。

## 追加情報

(ロシアによるウクライナ侵略の影響に関する会計上の見積り)

ロシアによるウクライナ侵略の影響に関する会計上の見積りに関しては、前連結会計年度末において当該地域に商流を持つ債務者等、企業業績への影響が懸念される一定の債務者グループに対する債権に対し、追加的な貸倒引当金(632百万円)を計上しましたが、当連結会計年度におけるこれらの債務者等に係る毀損状況や債務者区分への反映状況等を勘案し、当該追加的に計上した貸倒引当金を全額取崩しております。

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下「当社役員」といいます。)並びに当社の一部の連結される子会社の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員並びに一部の従業員(以下「子会社役員及び一部の従業員」といいます。)に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社グループは、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員が当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(3) 信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、株式数は以下のとおりであります。

- |               |        |
|---------------|--------|
| ① 信託における帳簿価額  | 581百万円 |
| ② 当連結会計年度末株式数 | 329千株  |

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）31,338百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	30,483百万円
危険債権額	87,573百万円
三月以上延滞債権額	31百万円
貸出条件緩和債権額	7,580百万円
合計額	125,668百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,740百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、19,234百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	20百万円
有価証券	388,277百万円
貸出金	312,394百万円
その他資産	105百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,451百万円
債券貸借取引受入担保金	181,038百万円
借入金	63,185百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 5,165百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 23百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 1,900百万円、金融商品等差入担保金 2,119百万円及び中央清算機関差入証拠金 30,595百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、954,124百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが907,689百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保

全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号又は第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △273百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 39,068百万円  
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 622百万円  
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 31,717百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 19百万円、株式等売却損 1,066百万円、債権売却損 15百万円及びリース原価 6,993百万円を含んでおります。  
2. 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
東京都	事業用資産	ソフトウェア等	460

当社の連結される子会社であるきらぼしテック株式会社が運営する事業において、当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産グループに係るソフトウェア等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロとみなしております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	—	—	30,650	
第1回第一種 優先株式	750	—	—	750	
第二種優先株式	2,000	—	—	2,000	
合 計	33,400	—	—	33,400	
自己株式					
普通株式	434	109	6	537	(注) 1、2
合 計	434	109	6	537	

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式329千株が含まれております。

2. 自己株式の当連結会計年度増加株式数109千株は、単元未満株式の買取請求による買取11千株及び株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式98千株であり、当連結会計年度減少株式数6千株は、単元未満株式の買増請求による売渡0千株及び株式交付信託の権利行使による売渡6千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株 予約権の 内訳	新株予約権の目 的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		13		
合計				—		13		

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	1,370百万円	45.00円	2022年 3月31日	2022年 6月7日
2022年5月12日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94百万円	126.00円	2022年 3月31日	2022年 6月7日
2022年5月12日 取締役会	第二種優先 株式	31百万円	15.636円	2022年 3月31日	2022年 6月7日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	1,598百万円	52.50円	2022年 9月30日	2022年 12月2日
2022年11月11日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94百万円	126.00円	2022年 9月30日	2022年 12月2日
2022年11月11日 取締役会	第二種優先 株式	32百万円	16.000円	2022年 9月30日	2022年 12月2日
合計	—	3,221百万円	—	—	—

(注) 1. 2022年5月12日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

2. 2022年11月11日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金17百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年 5月8日 取締役会	普通株式	1,902百万円	その他 利益剰余金	62.50円	2023年 3月31日	2023年 6月7日
2023年 5月8日 取締役会	第1回第一種 優先株式	94百万円	その他 利益剰余金	126.00円	2023年 3月31日	2023年 6月7日
2023年 5月8日 取締役会	第二種優先株式	32百万円	その他 利益剰余金	16.000円	2023年 3月31日	2023年 6月7日

(注) 2023年5月8日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。



## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、顧客販売用の商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金及び借入金であります。預金及び借入金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、主として国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

##### ② 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクに対する適切な管理を行っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

### ③ 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2023年3月31日において、当社グループの市場リスク量は70,557百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、2022年度に実施したバックテストの結果、使用するモデルは、十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと判断しております。

### ④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、資金繰り管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。また、リスク管理部門が短期間で資金化できる資産を流動性準備として常に一定水準以上保有することを定めるとともに、日々の資金繰り状況及び流動性準備の状況等をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	861	861	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,521	12,260	△1,260
その他有価証券(※1)	780,569	780,569	—
(3) 貸出金	4,706,163		
貸倒引当金(※2)	△31,490		
	4,674,672	4,706,175	31,502
資産計	5,469,624	5,499,866	30,241
(1) 預金	5,625,386	5,624,781	△605
(2) 借入金	79,786	79,786	△0
負債計	5,705,173	5,704,567	△605
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(289)	(289)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(289)	(289)	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、( ) で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	12,637
組合出資金 (※3)	50,248

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度における減損処理は、ありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	9,347	4,005	500	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	79,590	121,289	136,983	84,697	91,220	94,371
貸出金 (※)	709,562	838,094	620,417	598,008	473,378	928,213
合計	789,153	959,383	766,748	686,711	565,099	1,022,584

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない117,691百万円、期間の定めのないもの420,797百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (※)	5,395,994	218,161	11,230	—	—	—
借入金	74,661	3,353	1,657	44	16	52
合計	5,470,655	221,514	12,888	44	16	52

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	95	—	—	95
地方債	—	765	—	765
有価証券				
その他有価証券				
うち国債	147,385	—	—	147,385
地方債	—	62,398	—	62,398
社債	—	213,962	35,444	249,407
株式	38,158	11	—	38,169
その他	94,824	108,813	47,299	250,937
資産計	280,464	385,951	82,744	749,160
デリバティブ取引				
金利関連	—	43	—	43
通貨関連	—	△38	—	△38
株式関連	—	△77	—	△77
債券関連	△217	—	—	△217
デリバティブ取引計	△217	△71	—	△289

(※ 1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
第24-3項の取扱いを適用した投資信託	—
第24-9項の取扱いを適用した投資信託	32,270
合 計	32,270

(※ 2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

- ① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表  
該当事項はありません。
- ② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳  
該当事項はありません。

(※ 3) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

- ① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	投資信託 の基準価額 を時価と みなすこと とした額	投資信託 の基準価額 を時価と みなさない ことと した額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益 (※ 1)
		損益に 計上 (※ 1)	その他の 包括利益 に計上 (※ 2)					
有価証券								
その他 有価証券								
その他	31,343	589	36	300	—	—	32,270	—
資産計	31,343	589	36	300	—	—	32,270	—

(※ 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※ 2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度 (2023年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
うち国債	490	—	—	490
外国証券	11,770	—	—	11,770
貸出金	—	—	4,706,175	4,706,175
資産計	12,260	—	4,706,175	4,718,435
預金	—	5,624,781	—	5,624,781
借入金	—	62,700	17,086	79,786
負債計	—	5,687,481	17,086	5,704,567

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
資 産

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額により時価を算定しています。重要な解約制限等がない場合で、観察可能なインプットに基づくものである場合にはレベル2、そうでない場合にはレベル3としています。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しています。主に私募投資信託がこれに含まれます。

私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、投資先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。



## 負債

### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、変動金利によるもの及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報  
 (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察 できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券 その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01%－27.54%	0.93%
社債 (私募債)		回収率	0.00%－80.00%	9.55%
		割引率	0.00%－15.04%	0.67%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2023年3月31日)  
 (単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル3 の時価 への振替	レベル3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券 その他 有価証券								
うち社債 (私募債)	48,793	0	269	△13,618	—	—	35,444	—
うち 外国証券	45,723	113	△492	1,955	—	—	47,299	—
資産計	94,516	113	△223	△11,663	—	—	82,744	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

### (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

#### 1. 売買目的有価証券（2023年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△6

## 2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	501	490	△11
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	13,019	11,770	△1,249
	小計	13,521	12,260	△1,260
合計		13,521	12,260	△1,260

## 3. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	29,438	17,535	11,903
	債券	78,072	77,603	468
	国債	20,180	20,142	38
	地方債	9,154	9,120	33
	社債	48,737	48,341	396
	その他	103,178	96,568	6,610
	小計	210,689	191,706	18,982
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	8,731	9,912	△1,181
	債券	381,119	390,309	△9,189
	国債	127,205	132,339	△5,134
	地方債	53,243	54,612	△1,368
	社債	200,670	203,356	△2,686
	その他	238,536	257,809	△19,272
小計	628,387	658,030	△29,643	
合計		839,076	849,737	△10,660

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）  
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	11,090	1,943	261
債券	100,059	1,684	3,025
国債	99,212	1,684	3,025
地方債	—	—	—
社債	847	0	—
その他	183,630	6,004	8,382
合計	294,779	9,632	11,669

6. 保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、債券177百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,867	328

2. 満期保有目的の金銭の信託（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 2	調整額 (注) 3	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益	16,944	—	16,944	3,612	—	20,556
預金・貸金業務	757	—	757	—	—	757
為替業務	2,657	—	2,657	—	—	2,657
証券関連業務	1,058	—	1,058	1,052	—	2,110
代理業務	2,696	—	2,696	—	—	2,696
保護預り・ 貸金庫業務	271	—	271	—	—	271
保証業務	861	—	861	—	—	861
その他	8,641	—	8,641	2,559	—	11,201
信託報酬	395	—	395	—	—	395
その他経常収益	202	511	714	2,205	—	2,920
顧客との契約から 生じる収益	17,542	511	18,054	5,818	—	23,872
上記以外の経常収益	87,101	12,290	99,391	4,017	△1,989	101,418
外部顧客に対する 経常収益 (注) 1	104,643	12,802	117,445	9,835	△1,989	125,291

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等であります。

3. 調整額は、パーチェス法による調整であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	9,025円41銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	693円00銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	390円08銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、329千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、293千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業経費	一百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役 11名	当社取締役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 22,000株	普通株式 15,100株
付与日	2016年8月1日	2017年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年8月1日 ～2046年7月31日	2017年8月1日 ～2047年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計 年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計 年度末	1,100	3,700
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,100	3,700



## ②単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,695	2,795

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

(株式取得による子会社化)

当社は、2022年6月22日開催の取締役会において株式会社ビー・ブレイブ（以下「ビー・ブレイブ」といいます。）の株式の取得及び同社を子会社化することを決議し、2022年6月30日付で銀行業高度化等会社（※）の関係当局による認可を得たことから、2022年7月1日付でビー・ブレイブの株式を取得し、当社の子会社といたしました。

※銀行業高度化等会社：銀行法第52条の23第1項14号に規定された銀行持株会社の子会社

## 1 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ビー・ブレイブ

事業の内容：広告企画制作業

### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「お客さまの新しい価値を創造する東京発プラットフォーマーとなる」ことを中期経営計画のビジョンに掲げ、当社子会社の株式会社きらぼし銀行（頭取 渡邊 壽信）のお取引先をはじめ、お客さまのさまざまなニーズをつなげ新たな価値創造や社会的課題解決に貢献していくプラットフォームの構築を目指しております。

こうした中、創業以来、官公庁や幅広い業界の取引先のさまざまな広告・マーケティングの伴走支援を担ってきたビー・ブレーブを当社の子会社とし、「金融にも強い総合サービス業」の具現化を進めることで、お客さまへの提供サービスの拡充や「東京発プラットフォーム」への参画など新しいビジネスやサービスの創出に資すると考え、同社の株式を取得することといたしました。

今後、当社グループは、お客さまが抱える広告宣伝やプロモーション、マーケティング分野の課題解決を図り、企業価値向上やデジタル化の推進に貢献してまいります。

(3) 企業結合日

2022年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したため。

2 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年7月1日から2023年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得の対価	現金	1,060百万円
取得原価		1,060百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 12百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,456百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	
資産の部合計	531百万円
(2) 負債の額	
負債の部合計	927百万円
うち借入金	474百万円

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(株式取得による子会社化)

当社の子会社である株式会社きらぼし銀行（以下「きらぼし銀行」といいます。）は、2022年7月29日開催の取締役会において、エイチ・エス債権回収株式会社（以下「エイチ・エス債権回収」といいます。）の株式の取得及び同社を子会社化することを決議し、2022年9月22日付で関係当局に届出を行い、2022年10月3日付でエイチ・エス債権回収の株式を取得し、子会社といたしました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：エイチ・エス債権回収株式会社

事業の内容：サービス業

(2) 企業結合を行った主な理由

きらぼし銀行では、新型コロナウイルス感染症の影響により過剰債務を抱える企業や経営環境が厳しい企業など、経営困難な状態にある企業に対して、企業再建を図るための金融支援を継続して行っております。そうした中、アフターコロナを見据え、更なる金融支援や債権管理業務等への対応強化を目的として、エイチ・エス債権回収を子会社化し、サービス業務に本格的に参入することといたしました。

エイチ・エス債権回収は、2006年11月に設立された法務省認可のサービス業企業であり、東京、大阪、福岡、熊本に拠点を有する全国展開している経験豊富な企業です。

同社が有する全国ネットワークや専門人材及び蓄積されたノウハウを活用し、当社グループが有する総合金融サービスの機能と融合することで、全国の地域企業及び地域金融機関の課題解決に取り組んでまいります。また、将来の人材育成やノウハウ蓄積にも取り組んでまいります。

今後も当社グループは、お客さまが抱えるさまざまな経営課題の解決に取り組むべくグループ機能の拡充を図るとともに、地域経済と地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(3) 企業結合日

2022年10月3日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

きらぼし銀行が現金を対価として株式を取得したため。

2 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2023年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得の対価	現金	3,200百万円
取得原価		3,200百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 18百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,724百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	
資産の部合計	6,965百万円
うち貸出金	6,087百万円
(2) 負債の額	
負債の部合計	5,487百万円
うち借入金	4,900百万円

7 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (追加情報)

##### (役員向け株式報酬制度)

連結計算書類の連結注記表にあります追加情報に関する注記に記載のとおりです。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権	1,676百万円
関係会社に対する金銭債務	12,880百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益 5,211百万円

販売費及び一般管理費 804百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外費用 35百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	434	109	6	537	(注1)、(注2)
合計	434	109	6	537	

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式329千株が含まれております。

(注2) 自己株式の当事業年度増加株式数109千株は、単元未満株式の買取請求11千株及び株式交付信託に係る信託口が取得した当社株式98千株によるものであり、当事業年度減少株式数6千株は、単元未満株式の買増請求による売渡0千株及び株式交付信託の権利行使による売渡6千株の合計であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払賞与	17 百万円
未払役員賞与	7
未払事業税	7
株式報酬引当金	25
関係会社株式評価損	22
関係会社株式	926
その他	3
繰延税金資産小計	<u>1,010</u>
評価性引当額	<u>△962</u>
繰延税金資産合計	47
繰延税金負債	<u>—</u>
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	<u>47</u> 百万円



(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 きらぼし銀行	東京都港区	43,734	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任 出向者の受入	資金の借入(注1) 利息の支払(注1)	8,330 35	短期借入金	12,880
							経営管理料の受取(注2)	1,883	-	-
							出向者人件費の支払(注3)	714	-	-
子会社	株式会社 U1銀行	東京都港区	4,875	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	増資の引受(注4)	4,300	-	-
子会社	きらぼし テック株式会社	東京都港区	100	コンピュータ 一関連業務	所有 直接 95%	経営管理 役員の兼任	増資の引受(注5)	2,469	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 短期借入金は、当社のグループ内における資本政策に基づき実行したものです。借入金利は当社の外部格付けに基づき適正な金利を適用しております。

(注2) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定し、当社の取締役会で決議した金額であります。

(注3) 出向者の受入に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

(注4) 株式会社U I 銀行の増資を引き受けております。増資の引受価額は、1株当たり50,000円であります。

(注5) きらぼしテック株式会社の増資を引き受けております。増資の引受価額は、1株当たり12,140円であります。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,793円92銭
1株当たりの当期純利益金額	106円99銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	64円17銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、329千株であり、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、293千株であります。

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。